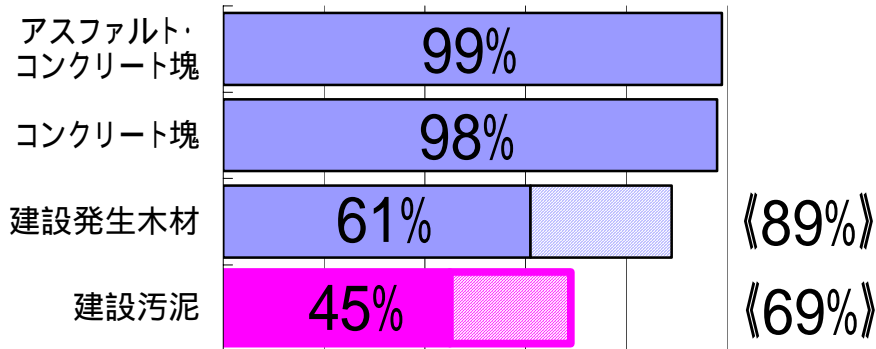


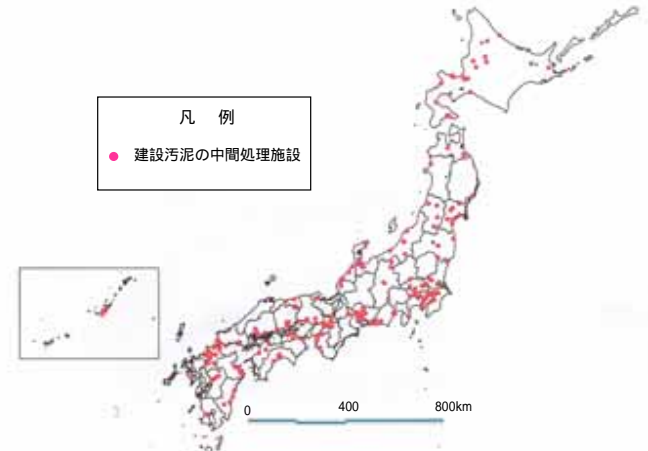
「建設汚泥再生利用指針検討委員会」設置の背景

建設廃棄物の再資源化率
[平成14年度 全国]

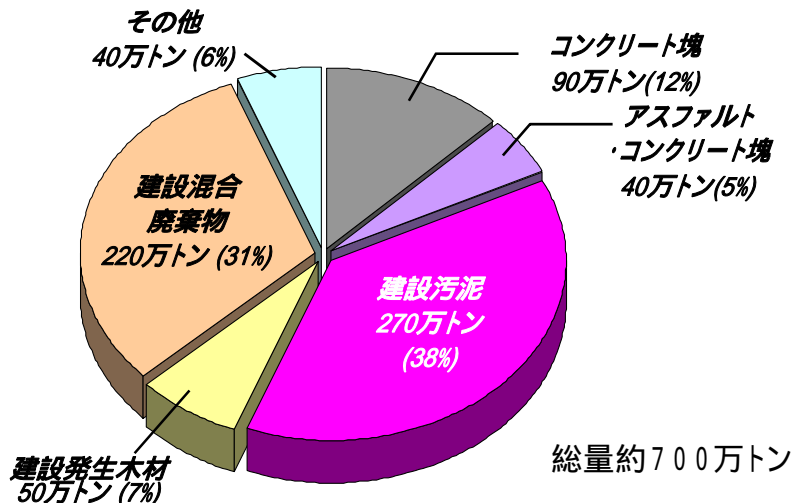


()は縮減分(斜線部)を含んだ場合の再資源化等率

建設汚泥の中間処理施設立地状況
[平成17年3月 全国]



建設廃棄物の最終処分量
[平成14年度 全国]



建設汚泥の再資源化率は低い状況にある。
建設汚泥の最終処分量は建設廃棄物全体の約4割を占めている。
建設汚泥の中間処理施設が少なく、偏在している。
建設汚泥の不法投棄も看過できない状況にある。

建設汚泥の再生利用、適正処理を推進するための幅広い施策について検討するため本委員会を設置した。

建設汚泥の再生利用に当たっての基本的な考え方(1 / 2)

現状

排出・再資源化

- ・再資源化率が非常に低く留まっている。
- ・建設工事現場から直接最終処分される量が依然として多い。

中間処理施設の立地状況

- ・中間処理施設が少なく偏在している。

再生利用の状況

- ・建設汚泥再生品は、土質材料として利用される建設汚泥処理土と、市販品に大別される。
- ・建設汚泥処理土と競合関係にある建設発生土も大量に余っている。

最終処分場の残余容量の逼迫

- ・産業廃棄物の最終処分場の残余容量が逼迫している。
- ・建設汚泥の最終処分量は建設廃棄物全体の約4割を占めている。

不適正処理

- ・不適正処理事案がいくつか報告されている。

問題点

再生利用が進んでいない

- ・再生品の統一的な品質基準がない。
- ・再生利用を行うに当たっての方策が煩雑・不明確。
- ・再生利用を促進する制度が十分には定まっていない。
- ・再生品の価格が高い。
- ・再生利用の意識が低い関係者が多い。

建設汚泥の再生利用に当たっての基本的な考え方(2 / 2)

循環型社会形成推進基本法における、循環的利用及び処分の優先順位に沿って基本的な考え方を整理した。

問題点

再生利用が進んでいない

- ・再生品の統一的な品質基準がない。
- ・再生利用を行うに当たっての方策が煩雑・不明確。
- ・再生利用を促進する制度が十分には定まっていない。
- ・再生品の価格が高い。
- ・再生利用の意識が低い関係者が多い。

基本的考え方

1. 発生抑制の徹底

2. 再生利用の促進

品質基準の策定

再生利用制度の手続き等の簡素化、明確化

公共工事における率先的な利用

3. 適正処理の推進

4. 関係者の役割の徹底

再生利用の促進に関する具体的な方策(1 / 4)

品質基準の策定

建設汚泥処理土の基準をより幅広い利用用途を含めたものに見直すとともに、市販品についても利用者と製造者の共通となる基準を策定。

建設汚泥再生品の品目

建設汚泥再生利用技術基準(案)

[1999年3月建設省]

土質材料を中心に6品目

利用用途拡大

本委員会報告書

市販品も含め13品目について設定する。

建設汚泥再生品のイメージ

建設汚泥処理土



河川築堤



盛土、土地造成



裏込め、埋戻し

市販品



焼成材



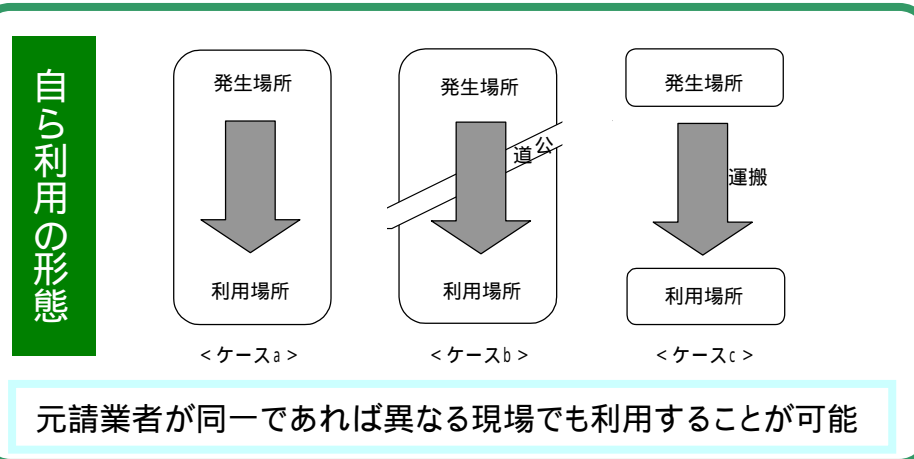
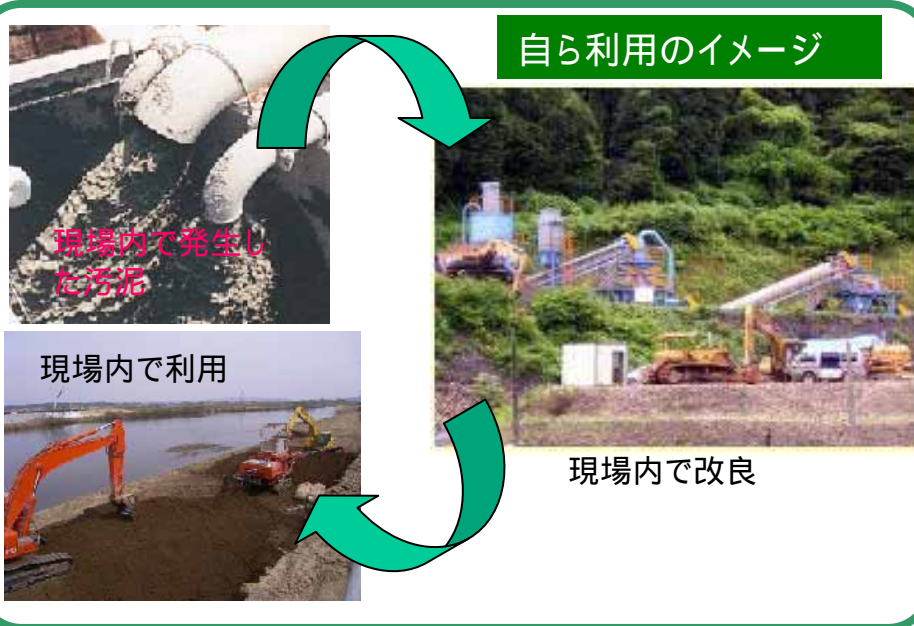
高度安定処理材

路盤材、軽量骨材等

再生利用の促進に関する具体的な方策(2 / 4)

再生利用制度の手続き等の簡素化・明確化

自ら利用



現在の状況

「自ら利用」を悪用して十分な改良を行わずに利用するという不適正な案件が散見。

「自ら利用」の判断に自治体間でのばらつきがみられるといった声があり。

「自ら利用」が十分に活用されていない。

今後の方策

自ら利用の形態を徹底する。

排出事業者は事前に具体的な利用計画を定め、利用状況を記録する。

再生利用の促進に関する具体的な方策(3 / 4)

再生利用制度の手続き等の簡素化・明確化

再生利用制度

再生利用制度

大臣が認定

知事等が指定

大臣認定制度

現在は高規格堤防の
築造材としての利用のみ

個別指定制度

一般指定制度

建設汚泥については事例なし

現在の状況

申請から認定・指定までの手続きに煩雑・不明確な面がある。

建設現場での改良を主に念頭においたものであり実態に即していない。

再生利用制度が十分に活用されていない。

今後の方策

申請手続きの明確化・事前相談の徹底を図る。

廃棄物処理業者を介した個別指定制度を活用する。

個別指定制度のイメージ

発生現場(シールド
工事等)

現場で改良

利用現場(道路工
事等)

廃棄物処理業の許可不要

排出現場の元請業
者が主体的に取り
組む

再生品のストック
が可能

再資源化施設

個別指定制度の形態

< 搬出する者 >

< 中間処理する者 >

< 利用する者 >

形態

排出事業者

利用者
= 再生活用業者

利用者

形態

排出事業者

排出事業者
= 再生活用業者

利用者

形態

排出事業者

廃棄物処理業者
= 再生活用業者

利用者

再生利用の促進に関する具体的な方策(4 / 4)

公共工事における率先的な利用

リサイクル原則化ルールを導入

建設汚泥の最終処分量の削減、山砂の新規採取量の削減等の環境負荷軽減効果あり。

再資源施設の立地促進が図られ、中長期的に経済性を向上させる。

コンクリート塊等についてはすでに一定の効果がある。

建設発生土と一体となった工事間利用調整

工事間利用調整を行わない場合

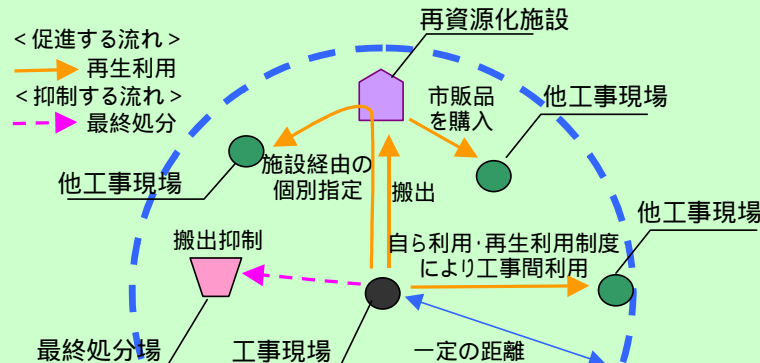


工事間利用調整を行なった場合



発生量の抑制に努める。
現場内での利用促進に努める。
再生利用が可能な限り行なわれるようにする。

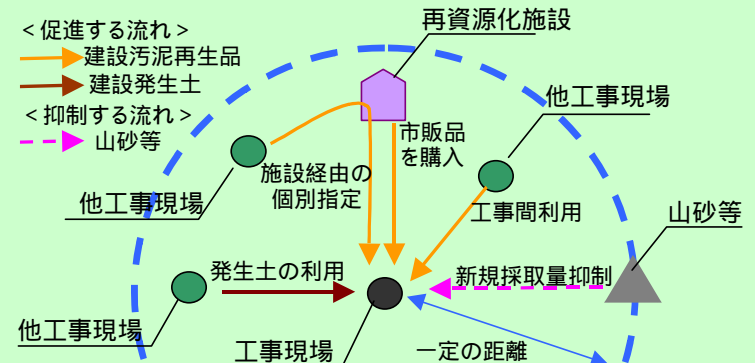
建設汚泥を排出する場合



建設発生土もしくは建設汚泥処理土を利用する。

利用環境が整った市販品についてはグリーン購入法の特定調達品目に指定。

建設汚泥再生品を利用する場合



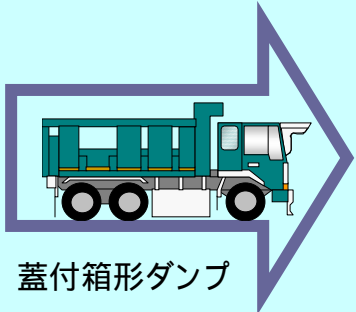
適正処理の推進に関する具体的な方策

適正処理の推進

建設汚泥の一般的な処理フローのイメージ



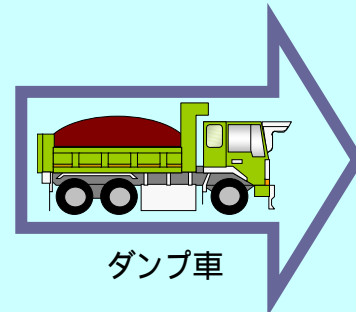
現場(シールド工事)



蓋付箱形ダンプ



処理施設(脱水・乾燥等)



ダンプ車



産業廃棄物最終処分場

適正な処理体制の徹底

適正な処理業者を選定する。

中間処理施設の現地確認、処理業者に関する情報の共有化、本社(支店)レベルで処理業者との契約に努める。

適正な契約を行う。

契約事項を明確にしたマニュアルの作成に努める。

建設汚泥のフローの把握

排出した建設汚泥が適正に処理されているか、適正に再生利用されているかを発注者・排出事業者も確認する体制をとる。

manifestoの交付が不要とされている取り引きについても、これに準じた資料を作成する仕組みを構築する。

関係者の役割の徹底に関する具体的な方策

関係者の役割の明確化

再生利用の促進には、関係者がそれぞれの役割を徹底する必要があります。

関係者の役割を明確に示した。

[例]

国土交通省本省は、本委員会の報告を受け、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等を作成しその普及促進を図る。

関係者の連携強化

関係者がそれぞれの役割分担を踏まえつつ、連携を強化して取り組むことが不可欠。

関係者の連携強化例を示した。

[例]

国土交通省と環境省とは一体となって建設汚泥の再生利用に関する施策の推進に取り組む。

関係者の再生利用に関する意識の向上

関係者の意識のさらなる向上が必要。

関係者の再生利用に関する意識のための取り組みを示した。

[例] 講習会の開催、広報活動の充実等を図る。

「建設汚泥再生利用指針検討委員会」報告書の構成

はじめに

1. 背景と目的
2. 建設汚泥の定義

現状と問題点

1. 現状
2. 問題点

基本的な考え方

1. 発生抑制の徹底
2. 再生利用の促進
3. 適正処理の推進
4. 関係者の役割の徹底

具体的な方策

1. 発生抑制の徹底
2. 再生利用の促進
 - 2.1 品質基準の策定
 - 2.2 再生利用制度の手続き等の簡素化・明確化
 - 2.3 公共工事における率先的な利用
 - 2.4 パイロットケースの実施
3. 適正処理の推進
4. 関係者の役割の徹底